

# 租税法における「株主」概念の会社法的構成

—不確定性の超克—

鈴木 悠哉<sup>1</sup>

## 要 旨

わが国租税法令は「株主」という概念を、黙示的に前提とするか、明示的に要件に採用することで、所得の帰属、所得類型、課税ベース、さらには租税回避否認規定の適用に関する定めを置いている。本稿は租税法における「株主」の意義を、その沿革に照らし、会社法との関連で検討することを目的とした。会社法上、「株主」は「株式の所有者」という位置づけを有するものの、限界事例における所有者の特定には動産特有の困難があり、「株主」が有する権利から「株主」を逆算しようと試みる場合も、当該権利の存在如何をどう判定するか困難であることが多い。このため、会社法上の「株主」には一定の不確定性が伴うことは否定し得ず、租税法令における「株主」の解釈も同様の課題を抱えることとなる。もっとも、過去の裁判例は安易に実質主義に傾倒することなく、争点との関連であくまで私法上の意義を前提としていると考えられ、この方向での解釈・適用が望ましい。

## キーワード

株式の所有者、株主の権利、不確定性、借用概念、実質主義

## 1 はじめに

本稿は、わが国租税法令上の「株主」の意義について、その不確定性を前提としつつ、望ましい解釈のあり方を探求することを目的とする。租税法令は所得の帰属、所得類型、及び課税ベースの決定、並びに租税回避否認規定の適用といった局面で「株主」概念を黙示的、ないしは明示的に要件としている<sup>1</sup>。本稿は、この「株主」概念の意味するところを、立法の沿革に鑑み会社法との関連を視野に入れて検討を進める。

全体として、会社法を前提とする「株主」の解釈には不確定性が伴うものの、安易な実質主義は避け、「株式の所有者」たる「株主」の意義を重視すべきであることを示したい。

---

<sup>1</sup> 事業創造大学院大学 准教授

## 2 租税法令が前提としている「株主」

### 2.1 配当の授受に関する課税上の取り扱い

さしあたり国内における配当の授受との関連で、わが国租税法令は以下の三つの定めを置いている。

第一に、所得税法24条1項は、居住者が法人から受ける「剰余金の配当」に係る所得を「配当所得」という類型に区分している。平成18年の改正前、同規定は旧商法との関連で「利益の配当」という文言を用いていたものの、同17年の会社法の制定を受けて現行の規定となった<sup>2</sup>。このような経緯を前提とすると、同規定は会社法との関連で理解する必要がある<sup>3</sup>。この点、同法453条は、株式会社がその「株主」に対し「剰余金の配当」をすることができる旨、定めているのである。

第二に、法人税法23条1項1号は、内国法人が別の内国法人から受ける「剰余金の配当」を、いわゆる経済的二重課税排除のため、前者の所得計算上、益金の額に算入しない旨、定めている<sup>4</sup>。同規定も、平成17年の会社法の制定を受けて「剰余金の配当」という文言を用いるに至っている<sup>5</sup>。

第三に、配当を支払った株式会社にとって、当該支払いは「利益又は剰余金の分配」であるが故に、法人税法22条5項の下、「資本等取引」に該当し、当該株式会社の所得計算に影響を与えない<sup>6</sup>。同規定は、配当が税引き後の所得を原資とするものであることを前提としている<sup>7</sup>。

以上の規定を通覧して言えるのは、いずれも株式会社とその株主間の配当の授受に関する課税規定でありながら、「株主」という文言を用いていないということである<sup>8</sup>。かわりに、会社法上の「剰余金の配当」という文言を用いることで、会社法が予定している株主の存在を間接的に前提としていることとなる。すなわち、株式発行人から受領する「剰余金の配当」は、その株主たる居住者及び内国法人に帰属する。その上で、それは居住者たる「株主」の手元では「配当所得」に該当し、内国法人たる「株主」の手元では益金不算入となる<sup>9</sup>。かたや、株式発行人の手元では、「株主」に対する「利益又は剰余金の分配」は損金不算入となる。この点、かつて最高裁判所が「会社から株主たる地位にある者に対し株主たる地位に基づいてなされる金銭的給付」につき、「法人税法上、その性質は配当以外のものではあり得」ない旨判示し<sup>10</sup>、これを下級審が受け入れつつ配当所得該当性に関する判示を重ねていったという経緯がある<sup>11</sup>。このため、各種租税法令が間接的に前提としている「株主」の意義を検討する必要がある。

## 2.2 会社法上の「株主」

### 2.2.1 「株式の所有者」とその権利

会社法上、「剰余金の配当」が「株主」の存在を前提としていることから、「株主」の意義について同法を参照する余地がある。もっとも、同法は「株主」を定義していない。同法との関連では、株主とは「株式の所有者」である、との説明<sup>12</sup>から出発し、同法49条を根拠に会社設立時の株式引受人は設立登記時に株主となること<sup>13</sup>、同法209条を根拠に新株引受の際、引受人は出資の履行日に株主となること<sup>14</sup>、及び、流通市場で株式を買った者が株主となること<sup>15</sup>を指摘している。さらに同法127条の下、株式は自由譲渡が原則であり<sup>16</sup>、譲渡の結果、譲渡人が有していた株主たる地位は、すべて譲受人が承継する<sup>17</sup>。譲渡の原因となるのは株式の売買、贈与、交換といった法律行為であり<sup>18</sup>、民法上、これらは承継人のもとに所有権が生ずる原因である<sup>19</sup>から、ここでも株式の所有との関連で株主の意義を理解することとなる。この点、同法128条1項によれば、株券発行会社との関係では株式に係る株券を交付する必要があるものの、限界事例における所有者の判定には動産特有の困難が伴うこととなる。

翻って、「株式の所有者」たる「株主」は、同法105条1項の下、いわゆる自益権たる「剰余金の配当を受ける権利」(1号)、及び、「残余財産の分配を受ける権利」(2号)、並びに、いわゆる共益権たる「株主総会における議決権」(3号)を有する。この点、同条2項が自益権を構成する両権利をいずれも与えない旨の定款の定めを無効としており、同規定との関連で、自益権のうち一方のみを与えている定款の有効性や、同規定が共益権に言及していないことから、議決権制限株式の発行限度が議論の対象となってきた<sup>20</sup>。

なお、同法121条の下、株式会社は株主名簿を作成する義務を負う。もっとも、株式の譲渡との関連で、同法130条1項は、株主名簿への記載・記録を当該株式会社その他の第三者への対抗要件として位置づけている。当該記載・記録が無い場合、当該株式会社に対し株主としての権利行使ができない<sup>21</sup>。この点、株式の所有と関連する株主の権利という前提からやや外れる。一方、同法124条は、株式会社が、基準日において株主名簿に記載・記録済の株主を権利行使ができる者と定めることを認めつつ(1項)、当該基準日後に株式を取得した者に株主総会において権利行使させることを認めている(4項)。これは実務上の要請を受けて会社法制定時に新たに立法となった規定である<sup>22</sup>ものの、株式の取得者たる株主の地位を株主名簿への記載・記録という外形に優位させることを認めたものと理解することもできよう。

### 2.2.2 定式からの乖離

これまで、「株式の所有者」とその権利という点に着目して会社法上の「株主」の意義を確認してきた。もっとも、同法131条1項は、株券発行会社における「株券の占有者」が当該株券に係る株式についての権利を適法に有するものと推定する旨、定めている。会社法は、株式の所有のみでなく、占有との関連でも当該株式にかかる権利が存在し、当該

権利の存在が反証によって覆ることを予定しているのである。

なお、旧商法下において、いわゆる譲渡制限株式の譲渡の効力を巡り、見解の対立があった<sup>23</sup>。通説・判例は相対的無効説の下、株式発行会社との関係では効力を生じないものの、譲渡当事者間においては有効である、と解している。この点、現行の会社法が譲渡制限株式制度を「その譲渡による当該株式の取得について会社の承認を要する制度として整理している」ことを根拠に、当該取得承認を請求できるのは、かかる譲渡が「会社との関係でもその効力が認められ取得者は株主…だからである。」と説く論者がいる<sup>25</sup>。この点、前述の「株券の占有者」に対する「権利の推定」と響きあう発想が垣間見える<sup>26</sup>。

### 2.3 二つの司法判断：株式報酬に関連する課税

ここで課税に関する二つの事案に目を転じてみよう。いずれの事案においても、いわゆる株式報酬との関連で経済的利益の所得税法上の計上時期が争点となっているものの、ここでは株式等にかかる権利の性質が判断に至る重要な要素となっている。

#### 2.3.1 東京地方裁判所判決平成17年12月16日<sup>27</sup>

本件において原告は、自身が勤務する会社の完全親会社たる米国法人から、いわゆるリストラクテッド・ストックの付与を受けた。当該付与にかかる契約によれば、原告は所定日まで継続的にフルタイムの勤務形態で雇用契約を継続した場合、同日において本件ストックに係る全ての権利が原告に帰属することとなっていた。それまでは、「株式帳簿」<sup>28</sup>には原告名義の記入・登録があるものの、原告は本件ストックの売却・入質・移転ができず、実際上も、本件ストックは当該米国法人の総務部長が保管することとなっていた。もっとも、その間であっても、原告は本件ストックに係る全ての「株主権（議決権及び配当受領権）」を有することとなっていた。

所定日の到来により本件ストックにかかる制限が解除となった。原告は当初、同日時点の本件ストックの市場価格を給与所得として申告したものの、のちに、本件ストックを保有する経済的利益はその付与日が属する暦年に発生し、付与価格は0ドルである、として更正の請求を行った。これに対し、所轄税務署長は更正すべき理由がない旨の通知処分を行った。裁判所は、「制限解除に至るまでの原告は、形式上米国（法人一注）の株主であるとはされているものの、その保有する株式を処分することも、株式買取請求権等の行使によって株式の処分に替えてその価値を取得することもおよそ不可能な状況に置かれていたものというべきである」との理解に基づき原告の主張を退けた（確定）。

#### 2.3.2 大阪地方裁判所判決平成20年2月15日<sup>29</sup>

本件において原告は、勤務先が属するグループの従業員株式報酬制度の一環として、いわゆるストックアワードの付与（譲渡不可）を受けた。本件アワードにかかるプランによれば、当該プランの開始にあたり所定の証書（certificate）がチャネル諸島ジャーニーを

拠点とする受託者に移管となり、当該受託者が英国法に従い管理を行うこととなっていた。なお、証書が株式に転換するといった所定の要件を満たすと、本件アワードは「vest」することとなるものの、その効果につき、当該プランはおおむね以下のように記していた。

- ・株式の法的所有権（legal ownership）は受託者のもとの残るものの、原告を含む従業員はこれにかかる受益所有権（beneficial ownership）を得る。もっとも、従業員からの依頼があれば、受託者は証書又は株式の売却を行う。なお、法的所有権であっても、契約内容によっては従業員の求めに応じ、当該従業員の名義に変更することもある。
- ・従業員は「vest」の前に受託者の手元に累積した配当を受領し、さらに、株式の法的所有権の帰趨によって、その後の配当を直接受領するか、あるいは受託者を通じて受領する。
- ・従業員は株式の法的所有権の帰趨によって、議決権を直接行使するか、あるいは議決権の行使について受託者に指示をする（なお、「vest」の前であっても、受託者は従業員の利益に従って議決権を行使する）。

のちに原告は、本件アワードにかかる株式について、法的所有権を得た上で自ら売却するか、あるいは受託者に売却を指示し、その上で売却時の受領金額を給与所得、あるいは一時所得として申告した。これに対し所轄税務署長は、「vest」時に本件アワードにかかる経済的利益を収入金額とすべきであり、その金額は同時点における当該株式の時価相当額であるとして更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。裁判所は、「本件アワードが『vest』されることによって、従業員等は、本件アワードに係る…株式に係る配当受領権、議決権、売却処分権といった、当該株式が包含する主要な権利、利益のすべてを受益所有権として享受」する、との理解に基づき所轄税務署長の主張を受け容れた（控訴棄却・上告不受理）。

### 2.3.3 両事案を通覧して

両事案において裁判所は、株式報酬にかかる経済的利益の計上時期を判断する上で、当該株式報酬の前提となるストックやアワードの属性を重視している。このような思考様式そのものは妥当と言えよう<sup>30</sup>。もっとも、のちに検討するように、いかなる属性を重視するかが両事案において異なり、その結果が計上時期に関する結論を左右している。これはそのまま、株主にかかる権利との関係で株主該当性を判断することに困難が伴うことを示している<sup>31</sup>。

翻って両事案において特徴的であるのが、ストックの付与主体が外国法人であったり、プランの準拠法が外国法であったりすることである。いわゆる渉外的事案につきわが国税法令における特定の文言をどう解釈し適用するかという問題については、近時、最高裁判所が一定の枠組みを示した<sup>32</sup>。この点、当該判例と両事案はやや状況が異なるものの、

所得税法36条が定めるいわゆる権利確定主義<sup>33</sup>の観点から渉外的要素が絡む株式報酬をどう観察するかという点で共通した問題意識に立脚しているものと考えられる。権利確定主義の下、わが国私法に基づく<sup>34</sup>「権利の確定」時に「(総)収入金額を」計上することとなる。両事案との関連では、準拠法たる外国私法上、当該株式報酬にかかる属性がどのような位置づけを有するかを検討し、そのような位置づけがわが国私法に照らしてどのように評価できるかを検討する必要がある。その上で、わが国私法における検討結果との関連で、租税法上の「権利の確定」の如何を判断することとなるのである。

両事案とも、係争年度は会社法施行前である。会社法105条に相当する規定は旧商法上、存在しなかった<sup>35</sup>。両事案において、裁判所は配当受領権と議決権の存在を認めているものの、当該権利の具体的な中身を検討する必要がある。この点、大阪地判との関連では、いずれの権利も原告による直接行使か、あるいは受託者を通じた間接行使の二通りが存在することのほか、「vest」<sup>36</sup>の前に蓄積した配当を「vest」によってまとめて取得すること、及び、「vest」前の受託者による議決権行使が原告を含む従業員の利益に沿っていることも含め、旧商法との関連でそれらの意味を検討する余地があると言えよう<sup>37</sup>。

両事案において分かれているのが、いわゆる譲渡制限を巡る判断である。東京地裁はストックにおける売却・入質・移転の制限を重視したものの、大阪地裁はアワードそのものの譲渡制限は重視せず、むしろアワードにかかる株式の処分可能性を重視している。問題なのは「譲渡制限」の中身である。旧商法204条の下、いわゆる譲渡制限株式は、その譲渡につき株主が取締役会の承認を得る必要がある、という法的構成であった<sup>38</sup>。譲渡制限株式との関連でも「株主」は存在したのである<sup>39</sup>。

なお、紹介は省略したものの、東京地判が認定した事実関係によれば、契約上は制限解除後も引き続き総務部長がストックを保管するか、あるいは原告が保管することとなっていたようであるものの、現実の保管状況は定かでない。一方、大阪地判の事案においては、アワードに係る株式につき、名義変更未了のものとの関連では、名義変更が可能であるのに、していない、という点を捉えるとして、名義変更不可のものとの関係ではどう考えるべきか、疑問が残る<sup>40</sup>。この点、「株主」とは「株式の所有者」である、という前提に立ち返る必要もあろう<sup>41</sup>。

## 2.4 小括

これまで、「株主」とは「株式の所有者」である、という会社法上の前提から出発し、「株式」の「所有」との関連においても、「株主」が「株式」との関連で有する権利との関連においても、限界事例における不確定性を伴うことを確認してきた<sup>42</sup>。これは、実体租税法上の「株主」概念の解釈・適用において、どのような影響を及ぼすのだろうか。

### 3 租税法令における「株主」

#### 3.1 規定の概要

わが国税法令上、「株主」を何らかの要件としているものは、以下の五つに分類できる。

第一に、配当の支払いの前提となるのは株式会社の新株発行に伴う金銭の払い込み等であるものの<sup>43</sup>、これらについて法人税法22条5項は「法人の資本金等の額の増加…を生ずる取引」として「資本等取引」のひとつにかかげ、当該株式会社の所得計算に影響を与えないこととしている。この「資本金等の額」につき、同法2条16号は「法人…が株主等から出資を受けた金額」と定義している。

第二に、法人税法23条の2第1項は、内国法人が「外国子会社」から受ける「剰余金の配当」については、その所定の金額を当該内国法人の益金の額に算入しない、としている<sup>44</sup>。この「外国子会社」は、同規定によれば、「外国法人」であって、「その発行済株式…の総数…の百分の二十五以上に相当する数」を「当該内国法人が保有している」ものである。

第三に、所得税法25条1項及び法人税法24条1項は、「法人の…株主等」が当該法人に関する一定の事由により受領する「金銭その他の資産の交付」について、所定のものを「剰余金の配当」と「みなす」こととしている。ここでいう「金銭その他の資産の交付」は、会社法上は「剰余金の配当」に該当しないものの、その構成要素が過去の利益留保額であるという場合に、それを利益の分配と同じように取り扱うという趣旨である<sup>45</sup>。同規定の適用の結果、当該金銭等は個人株主にとっては配当所得に該当し所得税法92条に基づき配当控除の対象となり、法人株主にとっては益金不算入となる<sup>46</sup>。

第四に、株式の保有関係が課税に関する前提に影響を与えるとの観点から、種々の立法が存在する。たとえば同族会社の行為・計算の否認規定は、少数株主が会社を支配することによる恣意的な会社運営が税負担の不当な減少につながるとの認識に基づいている<sup>47</sup>。この規定との関連で法人税法2条10号は、「同族会社」を、その「株主等」の要件を加味した上で定義している<sup>48</sup>。同法57条の2第1項の下、欠損を抱えた会社の吸収合併につき、一定の範囲で当該欠損金の繰越控除を存続会社たる「特定株主等」に認めないこととなる<sup>49</sup>。いわゆる中小法人に対する軽減税率は、法人税法66条6項2号の下、当該法人と大法人との間に株式保有を通じた「完全支配関係」（同法2条12の7の6号）がある場合には、適用とならない<sup>50</sup>。

第五に、租税特別措置法は、国際取引を利用したわが国課税ベースの浸食につき、個別に対抗措置を設けている。これらは、こまかな規定内容の相違はあるものの、おおむね、内国法人と外国法人の間に所定の株式保有関係が存在することが適用要件となっている<sup>51</sup>。

### 3.2 解釈の糸口

以上、所得類型の判定、課税ベースの決定、果ては租税回避否認規定の適用に至るまで、さまざまな局面で「株主」要件が役割を果たしていることが分かる。この点、所得税法2条1項8の2号、及び法人税法2条14号は、それぞれの法令上、「株主等」を「株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。」と定義している。株式会社との関連では、「株主等」とは「株主」であるということで、同義反復であり、いわゆる借用概念<sup>52</sup>ということで私法における意義を重視する必要があるだろう。

なお、前述の同族会社の行為・計算の否認との関連で、法人税法は「同族会社」をその「株主等」の要件を加味した上で定義しているものの、ここでいう「株主等」の意義について課税実務が存在する。すなわち、法人税基本通達1-3-2によれば、「株主等」は「株主名簿…又は定款に記載又は記録されている株主等による」とし、このような扱いを原則としている<sup>53</sup>。もっとも、「2」で検討した通り、株主名簿への記載に関する会社法上の効果については、株主の本来的な意義との関連で議論の余地が存在する。当該課税実務も、株主等につき名義と実質が異なる場合は「実際の権利者を株主等とする。」としている。租税回避の否認規定ということで、納税者の予測可能性を担保することを志向した課税実務と考えられるものの、実質判断を行わざるを得ない局面の存在を認識しているものと考えられる<sup>54</sup>。

### 3.3 「預金の利子」に関する裁判例

ここで課税に関する司法判断<sup>55</sup>を一件紹介し、検討しておきたい。当時の所得税法9条1項1号にいう「預金の利子」の意義をめぐり、下級審において判断が相次いだ<sup>56</sup>ものの、本件はこれらのひとつである。同種の事案の中でも、「預金の利子」との関連で受領者の株主該当性が争いとなった。

本件当時、いわゆる株主相互金融方式による金融を行う企業が経営破綻を迎えていた<sup>57</sup>。すなわち、銀行として不特定多数の者から預金を受け入れるには銀行法に基づく免許を受ける必要があり、当該免許の無い者は別途業法の禁止規定に基づき「預り金」ができない。そこで、このような業法を潜脱すべく、株式会社を設立し、株式を発行し、その株式を一般大衆に譲渡し、払込み代金によって資金をあつめ、当該資金を原資として出資者、すなわち「株主」に貸し付けを行う、という、いわゆる株式相互金融会社が誕生した。当該金融会社は第二次世界大戦後の経済情勢の下、資金需要が高まっていたことから数多く誕生したものの、信用を失った金融会社の大規模な経営破綻を皮切りに続々と倒産していった<sup>58</sup>。

本件の原告は、このような株式相互金融を営む株式会社であった。もっとも、原告はこれとは別に、もっぱら利殖を目的とする顧客に対し、銀行の定期預金と同様であると説明の上、以下のような取引を勧誘していた。すなわち、申込者は「株式譲受申込書」なる書面によって申込をなし、所定の金員を一括払いした後、銀行の定期預金証書に類似した

「特定株主定期資金領収証書」の交付を受け、毎月特定日、あるいは契約期間満了後、払込金額に対し「優待費」なる名目で所定の割合の金員を受け取るのである。なお、当該証書には「特定株主」及び「株金充当資金」なる字句を使用するほか、「株券は手続きの上何時にてもお渡し致します。」といった文句が記載してあった。

原告は受け入れた金額を借入金として処理していたところ、関東財務局の金融検査の際、右金員の受入れが業法にいう「預り金」であるとの認定を受け、業務停止の警告を受けた。以後、原告は株式譲受代金として受け入れることとし、当初は「株式譲受申込書」に「一殿の縁故により」及び「株券交付遅延を承諾致します」の文字をゴム印で押捺していたものの、後にその趣旨をもり込んだ「株式譲受申込書」及び「株券保管委託書」が一体となった新形式の書類を作成し、申込に際してはこれらの書類を差し出させることとし、株主総会の委任状をも提出させることとした。さらに原告は、申込者に対し「定期資金領収証書」の代わりに「株主相互金融契約証書」を交付することとし、株式譲渡代金の受入れという趣旨に適合する取扱いに改め、申込者に株式を取得させることとした。

所轄税務署長は、原告が申込者に「優待費」名義で支払った金員は当時の所得税法9条1項1号にいう「預金の利子」であるため、原告が所得税を源泉徴収し納付する義務があったとして、原告に納税告知処分を行い、所定の金額を強制徴収した。裁判所は当該処分を維持する過程で以下のように判示した（控訴棄却・確定）。

「認定の事実によって考えると…あたかも右契約者を原告会社の株主として遇し、受け入れ金は株式譲渡代金であるかの如き体裁を一応とっているとはいえ原告会社においては当初よりこれらの者に株式を取得せしめる意思なく、単に銀行利率よりはるかに有利な利息をもって回収しうる旨をもって申込を勧誘し、申込者もまた株主となるという如きことは全く考慮しないで申込をしていたものであり、事実上もこれらの契約者に対しては株式の譲渡が行われず、株主たる地位を形式上も与えられることはなかったのであるから、右の株式譲渡代金とか株主というのは…貸金業等の取締に関する法律第七条の禁止規定を潜脱するための実体を伴わない全くの形式的な名称にすぎ」ない。

本件において、申込者（契約者）の株主該当性に関する争いは、「優待費」の「預金の利子」該当性をめぐる攻撃防御の一齣として位置づけられる。本件では、当時の所得税法9条1項1号にいう「預金の利子」の法的性質が主たる争点となり、これとの関係で原告が、「原告会社が株主から受け入れる資金は、すべて株主たらんとする者の株式譲受代金すなわち株式の対価であって、原告会社の預り金ではな」との主張を行った。上に引用したのは、これに対する裁判所の応答である。

本件において着目しておきたいのが、「優待費」に関する原告の主張である。原告は「優待費」が「預金の利子」であることを否定しているものの、それが「利益の配当」であることも否定している。原告はその理由として、優待費は「株主総会の決議によらないのは

勿論、原告会社の事業の損益にかかわらず株式申込契約により一定額の金員を支払うものである」と主張している。原告が念頭に置いているのは、株主優待金に関する最高裁判決<sup>59</sup>であると考えられるものの、株主該当性という点のみを考慮した場合においては、むしろ「優待費」の配当該当性を強調する方が望ましかったと言えよう。この点、裁判所は「優待費」の「預金の利子」該当性を前提としているため、配当の有無については言及していないものの、旧商法下においてもこの点の議論は重要であったものと考えられる。

本件においては、別件の刑事事件<sup>60</sup>と同様、表面的には業法の潜脱という問題意識が伏流している。この点、租税法令をどう位置付けているのかは議論の対象となり得るものの、いわゆる実質主義を採用したものと理解するのは困難であると考えられる<sup>61</sup>。もっとも、実質主義とはいかないまでも、事実に関する微妙な判断を必要とすることが分かる。株式の授受との関連でも、当事者の内心の意思を検討するところから始まり、現実には株式の譲渡がなかったことへの言及があるものの、のちに申込者に株式を交付することとしたという事実認定をどう評価するかという点も重要であろう。株式の交付遅延に関する合意や、希望するのであれば受領可能であるとの契約内容の評価も問題となる。原告に対する議決権について、裁判所は特に言及はしていないものの、申込者が株主総会の委任状を提出していたという点も検討に値しよう。

#### 4 おわりに

租税法における「株主」の意義は、会社法が前提としている「株式の所有者」という観点を重視すべきである。これには不確定性が伴うものの、安易な実質主義は敬遠すべきであろう<sup>62</sup>。本稿は、これらの点を論じた。

本稿は株式会社とその株主という典型例を前提とした。もっとも、現実には、出資者が資金の拠出先から利益配分を受けるといった状況は無数に存在する。各種社団や財団といった、出資者と別人格を有する実体との関係や、組合やパートナーシップといった、いわゆるパス・スルーの実体との関係も問題となる。それぞれの局面で出資者の意義を検討する必要がある<sup>63</sup>。(了)

※本研究は、公益財団法人 全国銀行学術研究振興財団の助成を受けた。

---

#### 【注】

<sup>1</sup> 本稿は租税法令全般にわたる検討を志向する。同じ文言は、すべての租税法令において同じ意味内容を表すとの認識を前提とした上で、個別租税法令間の相違を極力捨象した結論に至ることを試みたい。

<sup>2</sup> 改正の趣旨として、財務省大蔵官房文書課編『ファイナンス別冊：平成18年度税制改正の解説』

139頁（財団法人大蔵財務協会，2016）。なお、旧商法から会社法に至る立法経緯につき、森本滋＝弥永真生編『会社法コンメンタール 11：計算等 [2]』116頁〔齋藤真紀〕（商事法務，2010）を参照。

<sup>3</sup> 金子宏『租税法 第23版』225頁（弘文堂，2019）も同旨。

<sup>4</sup> 同規定の趣旨として、武田昌輔編著『DHCコンメンタール法人税法 第2巻』1215頁（第一法規，加除式）。

<sup>5</sup> 改正の経緯として、財務省大蔵官房文書課・前掲注2・261頁以下。

<sup>6</sup> 同規定は「利益」と「剰余金」をそれほど厳密に区分していないようである。ここでいう「利益又は剰余金の分配の典型的なものは、剰余金の配当である」との理解に基づき、この規定が「配当等は損金の額に算入されないことを明らかにしている」との理解を示すものとして、武田・前掲注4・1170頁。

<sup>7</sup> 金子・前掲注3・345頁。

<sup>8</sup> なお、所得税法24条1項及び法人税法23条1項1号は、「剰余金の配当」を「株式…に係るものに限る」としている。これは、協同組合等の事業分量配当や従事分量配当を除く趣旨である。武田昌輔編著『DHCコンメンタール所得税法 第2巻』1477頁（第一法規，加除式）、及び、武田・前掲注4・1215の4頁。

<sup>9</sup> わが国は明治20年に所得税法を立法することで所得税を導入し、その2条1項が「株式の利益配当金」（旧字体及びカナ表記は改めた。以下、同じ。）を「直にその金額を以て所得とす」としていた。明治財政史編纂会『明治財政史 第6巻』2頁（丸善，1904）。明治23年の商法公布前であったことに留意しておきたい。なお、本多八穂「明治20年所得税法における納税主体：法人所得課税の議論」横浜法学27巻1号391頁以下（2018）も参照。

明治32年の所得税法改正により法人所得課税が導入となり、改正法4条2項は「この法律に依り所得税を課せられたる法人より受けたる配当金」を法人の「総益金」から控除することとしていた。同様の規定は大正2年改正法の4条2項にも存在し、これについて、「法人が…他の法人の株式を所有する場合において、その為めに受くる…配当金は当然その総益金中に包含すべきものなるを以て、若しその益金を以て直ちに所得金とするときはこの法律に依り所得税を課せられたる法人より受けたる配当金…に付ては二重に所得税を負担するの結果を来し穩当ならざるに依り、本条第二項において特にこれを控除することを規定せる所以なりとす」との説明がある。武本宗重郎『改正所得税法釈義』94頁（同文館，1913）。商法公布後の状況下において、「株主」という表現こそ用いてはいないものの、株式所有にかかる配当の受領という観点からの説明であり興味深い。

なお、大正15年の所得税法は第三種所得（3条）に該当する個人の所得のひとつとして「法人より受くる利益…の配当」をかかげ、その10分の4を控除した金額を所得とする旨定めていた（14条1項4号）。この「配当所得」に対しては、「株主…が、その資格において法人の利益より配当を受くる金額である」との説明があり、「株主」の存在を前提とした説明となっている。田中勝次郎『所得税法精義』245頁（巖松堂書店，1930）。

<sup>10</sup> 最大判昭和43年11月13日民集22巻2号2449頁。

<sup>11</sup> 下級審判決の動向として、増井良啓「外国会社からの現物分配と所得税：再論」税務事例研究126号59頁以下（2012）。なお、このような司法判断の系譜にある所得税の課税実務として、所得税基本通達24-1がある。

<sup>12</sup> 山下友信編『会社法コンメンタール 3：株式 [1]』21頁〔上村達男〕（商事法務，2013）。会社法関連の文献として、他にも、江頭憲治郎『株式会社法 第7版』（有斐閣，2017）、及び、神田秀樹『会社法 第22版』（弘文堂，2020）を参照のこと。

<sup>13</sup> 山下・前掲注12・13頁〔上村〕。

<sup>14</sup> 山下・前掲注12・13頁〔上村〕。

<sup>15</sup> 山下・前掲注12・20頁〔上村〕。

<sup>16</sup> 山下・前掲注12・300頁〔前田雅弘〕。

<sup>17</sup> 山下・前掲注12・301頁〔前田〕。

<sup>18</sup> 山下・前掲注12・301頁〔前田〕。

- 19 内田貴『民法I 第4版』427頁（東京大学出版会，2008）。
- 20 山下・前掲注12・34頁以下〔上村〕。
- 21 山下・前掲注12・324頁〔伊藤靖史〕。
- 22 山下・前掲注12・285頁〔前田〕。
- 23 詳細は、今井宏「譲渡制限違反の株式譲渡の効力」北沢正啓=浜田道代編『ジュリスト増刊 法律学の争点シリーズ4-I 商法の争点I：総則・会社』74頁以下（有斐閣，1993）、泉田栄一「株式譲渡制限制度と相続人等に対する株式売渡請求制度」浜田道代=岩原紳作編『ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ5 会社法の争点』58頁以下（有斐閣，2009）、及び、尾崎安史「判批：最判昭和48年6月15日」岩原紳作ほか編『別冊ジュリスト229号 会社法判例百選 第3版』40頁以下（有斐閣，2016）を参照のこと。
- 24 山下・前掲注12・383頁〔山本爲三郎〕。
- 25 山下・前掲注12・383頁〔山本〕。
- 26 山下・前掲注12・387頁〔山本〕は、「譲渡制限株式取得者による取得承認請求」との関連で、会社法131条1項を組上に載せた議論を展開している。
- 27 月報53巻3号871頁。
- 28 判決文からは明らかではないものの、わが国会社法上の「株主名簿」に相当するものと考えられる。
- 29 税資258号順号10894、控訴審：大阪高判平成20年12月19日税資258号順号11109、上告審：最決平成21年5月26日税資259号順号11210。
- 30 課税のタイミングとしては、ストックやアワードの付与時、さらには、それらに係る株式の譲渡時といったものが考えられる。解釈論としては、いわゆるストック・オプションに関する取り扱いを両事案に準用することが可能か否かを議論することとなろう。立法政策として付与時課税を検討する場合、市場で流通していないストックやアワードの評価に関する問題がある。株式譲渡時への課税繰り延べを容認する場合においては、課税時期の恣意的操作にどう対処するか、さらには、当該繰り延べを容認する局面をどう整理するか、といった問題が存在する。
- 31 東京地判は別途、「原告が本件制限解除日まで本件リストラクテッド・ストックに係る株主権を実質的に取得していなかったとすれば、原告が株主権を取得して本件利益を収入した日は、本件制限解除日の属する本件年分ということになる。」と判示し、本文で紹介した「形式上…の株主」とを区分する立場を宣明している。
- 32 最判平成27年7月17日民集69巻5号1253頁。
- 33 その意義について、金子宏「所得の年度帰属：権利確定主義は破綻したか」同『所得概念の研究：所得課税の基礎理論 上巻』282頁以下（有斐閣，1995，初出1993）。
- 34 この点、谷口勢津夫「司法過程における租税回避否認の判断構造：外国税額控除余裕枠利用事件を主たる素材として」租税法研究32号71頁（2004）も同旨と考えられる。
- 35 立法の経緯として、山下・前掲注12・27頁以下〔上村〕。
- 36 裁判所は、「vest」の意義を、事実認定の上でも、契約の解釈の上でも、明確にしていない。おそらく裁判所は、「vest」の意義そのものでなく、「vest」によって本件アワードにかかる株式につき、原告を含む従業員がどのような権利を有することとなるのかを重視しているものと考えられる。この点、先に言及したわが国租税法令を渉外的事案との関連で解釈・適用する際にたどるべきアプローチと通じるものがある。
- 37 不服申立においても、審査請求人が「本件決定日（vestの日-注）に本件株式等を所有するのと同様の権利を無償で取得し」たとの評価があった。ここでの考慮要素のひとつが、「適格日から本件決定日までの本件株式等に係る配当が支払われ」る、ということであった。国税不服審判所裁決平成18年8月23日裁決事例集72号89頁。
- 38 制度の沿革として、山下・前掲注12・376頁以下〔山本〕。
- 39 株式そのものに対する譲渡制限と、株式にかかる一種の証書に対するそれとでは状況が異なるため、一概には言えないとも考えられる。ただ、東京地判はある所では「リストラクテッド・ストック」と表現しつつ、別の所では「同ストックに係る株式」という表現も用いているため、両事案にはそれほど差は無いのかもしれない。

40 この点、大阪地判は別途、「信託留保利益の実現を確保するための手続的な制約にすぎない」と判示している。なお、株式の法的所有権が受託者に残ることについては、「本件アワード・プランが従業員信託を利用する形で制度設計されていることに伴うものにすぎない」としている。

41 増井良啓「判批：大阪地裁の控訴審判決」ジュリスト1441号140頁（2012）は、「受益所有権を取得することは、内容的には、株式そのものを取得することとほとんど同じであるといつてよい。」としている。

42 OECD（経済協力開発機構）は1977年以来、そのモデル租税条約の配当条項、利子条項、及び使用料条項に「受益者（beneficial owner）」に関する要件を置いている。配当に限って言えば、法人が導管（conduit）に配当を支払ったという場合、当該導管は配当の「形式的所有者ではあるものの、（大部分の場合は当該導管の株主（the shareholders）といった）利害関係者のために行動する単なる受託者又は管理者としての極めて狭い権限を有するに過ぎないときは、当該導管は通常、当該配当の受益者とみなし得ない」ので、租税条約が定める限度税率の対象とならない。OECD, DOUBLE TAXATION CONVENTIONS AND THE USE OF CONDUIT COMPANIES (1986), reprinted in 2 MODEL TAX CONVENTION ON INCOME AND ON CAPITAL (OECD) § 6, at para.14 b) (Apr.29, 2000).

近時のモデル租税条約のコメンタリーはさらに進んで、配当の受領者たる「導管」は、「当該受領金を他者へ引き渡す契約上・法令上の義務を負担することなく、配当を利用し享受する権利を実質的に有さないことが明らかである」とし、当該義務に該当しないものとして、当該配当の「支払いとは無関係の義務」としている。OECD Commentary on Article 10, para. 12.4 (2017). 法人間配当の限度税率との関係で、配当の受領法人がその最終的な「株主」に配当を支払う場合であっても、当該受領法人はそれだけで「受益者」から外れる訳ではないだろう。

なお、コメンタリーは別途、「配当の受益者（the beneficial owner of a dividend）」と「株式の保有者（the owner of the shares）」が往々にして異なることもあり得る旨、指摘している。Id.

租税条約上の「受益者」については、川端康之「租税条約における受益者の意義と機能」金子宏先生古稀祝賀『公法学の法と政策 上巻』361頁以下（有斐閣，2000）。

43 会社法199条1項4号等。

44 同規定の趣旨として、財務省大蔵官房文書課編『ファイナンス別冊：平成21年度税制改正の解説』425頁以下（財団法人大蔵財務協会，2009）。なお、増井良啓「外国子会社配当の益金不算入制度は何のためにあるか」村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』203頁以下（清文社，2012）も参照。

45 武田・前掲注4・1267頁。なお、武田・前掲注8・1527頁以下も参照。

46 武田・前掲注4・1267頁。

47 同規定の分析として、清永敬次『租税回避の研究』307頁以下（ミネルヴァ書房，1995）。

48 なお、ここでいう「株主等」の国税に係る納税義務につき、国税徴収法35条1項は同族会社が第二次納税義務を負う旨、規定している。これについて、吉国二郎ほか共編『国税徴収法精解 令和3年改定』348頁以下（大蔵財務協会，2021）。

49 同規定の趣旨として、財務省大蔵官房文書課・前掲注2・352頁以下。

50 同規定の趣旨として、財務省大蔵官房文書課編『ファイナンス別冊：平成22年度税制改正の解説』239頁以下（財団法人大蔵財務協会，2010）。

51 平成24年導入の、いわゆる過大支払利子税制（租税特別租税法66条の5の2）は、いわゆる過少資本税制（同66条の5）を補完することを目的として導入となった。同制度は導入当初より、所定の株式保有関係の存在する「関連者等」への利払いにつき、国際取引のみでなく、国内取引をも適用対象としていた。制度導入当初の説明として、財務省大蔵官房文書課編『ファイナンス別冊：平成24年度税制改正の解説』558頁以下（財団法人大蔵財務協会，2012）。のちに「税源浸食と利益移転」に関するプロジェクトの影響で、同税制は「関連者等」に関する適用要件を廃し、所定の第三者間での利払いにも適用することとなった。同改正の趣旨として、内藤景一朗ほか『改正税法のすべて 令和元年版』565頁以下（大蔵財務協会，2019）。

なお、過少資本税制の人的適用要件である「国外支配株主等」との関連で、租税特別措置法施行令39条の13第12項3号ロが定める事実の存否、及び、事業方針を「実質的に決定できる関係」の

- 有無を判示したものとして、東京地判令和2年9月3日LEX/DB: 25586276。
- <sup>52</sup> その意義について、金子宏「租税法と私法」租税法研究6号1頁以下(1978)。
- <sup>53</sup> この通達につき、佐藤友一郎『九訂版 法人税基本通達逐条解説』35頁以下(税務研究会, 2019)。
- <sup>54</sup> 近時の新聞報道は、株主たる海外ファンドが株主総会での議決権行使に絡む場合の弊害に言及していた。当該報道によると、このような場合に株主名簿に表れるのは当該ファンドではなく株式を管理する管理信託銀行であり、実務上、議案の賛否は運用を受託する資産運用会社の指示に基づくようである。日本経済新聞朝刊2021年2月6日2頁。
- <sup>55</sup> 東京地判昭和37年3月23日税資36号241頁、控訴審: 東京高判昭和41年4月28日税資44号455頁。
- <sup>56</sup> 下級審判決の紹介・検討について、See Suzuki, *Qualification as Interest Income on Japanese Income Taxation: An introductory inquiry into Income Taxation on "Foreign" Interst*, 8 J. of Graduate Institute for Entrepreneurial Studies 1 (2017); Suzuki, *Japanese judgments on Interest Income: Cases on Money Lending Business and on Bank Transactions*, 9 J. of Graduate Institute for Entrepreneurial Studies 47 (2018)。
- <sup>57</sup> 本件の時代背景として、最判昭和36年10月27日民集15巻9号2357頁における「上告理由」も参照。
- <sup>58</sup> 三島由紀夫が1950年に著した『青の時代』という小説は、当時の時代状況を題材としている。
- <sup>59</sup> 最判昭和35年10月7日民集14巻12号2420頁。
- <sup>60</sup> 千葉地判昭和27年10月31日判タ41号77頁。
- <sup>61</sup> 前掲注56で掲げた先行業績においても言及した通り、利子所得該当性をめぐる下級審の判断には二つの傾向が存在する。第一に、民法666条1項が定める消費寄託契約該当性を重視して預入金員の法的性質を検討する傾向である。第二に、当該金員の性質を租税法令から実質的に観察する傾向である。本件は、このうち第一の傾向に属するものである。利子所得該当性という中心的な争点において私法を重視する立場を、株主該当性との関連でも一貫させているものと観察することができよう。
- <sup>62</sup> 本稿では検討できなかったものの、株式の譲渡損益の帰属という問題がある。いわゆるキャピタル・ゲインに対する課税が資産保有者の保有期間中に蓄積した未実現利得をその譲渡を機に清算課税するという趣旨であるとすれば、当該未実現利得の帰属先たる保有者の同定が必要な場合がある。株式の場合、その前所有者、すなわち前株主を同定する必要があるだろう。
- 有価証券の取引から生じる所得の帰属が争いとなった事例として、熊本地判昭和57年12月15日LEX/DB: 21077480。
- <sup>63</sup> たとえば、米国州法上のLimited Partnershipsにおいて、Limited Partnerの地位の移転にはGeneral Partnerが事前に同意する必要があるものの、Limited PartnerはLimited Partnershipsの損益で自らに帰属するものを他者に自由に割り当てることが可能である。いわゆる濫用的タックス・シェルターとの関連でこの点に言及するものとして、JOINT COMMITTEE ON INTERNAL REVENUE TAXATION, *TAX SHELTERS: USE OF LIMITED PARTNERSHIPS, ETC. PREPARED FOR THE USE OF THE COMMITTEE ON WAYS AND MEANS* [JCS-29-75] 4 (1975)。なお、川端康之「ビトカーの濫用的タックス・シェルター論: Crane理論・事業目的」税務大学校論叢40周年記念論文集135頁以下(2008)も併せて参照。